

守山市では、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)および女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に基づき、「守山市特定事業主行動計画」を策定、実施しています。今般、次世代法第19条第5項および女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

○特定事業主行動計画の取組の実施状況

目標項目	数値目標(時期)	最新値(時期)	目標設定時最新値(時期)
管理的地位(課長級以上)にある職員に占める女性職員の割合	40%以上 (令和12年度までに)	34.5% (令和8年4月1日)	35.6% (令和7年4月1日)
部・次長級職にある職員に占める女性職員の割合	23%以上 (令和12年度までに)	21.9% (令和8年4月1日)	21.2% (令和7年4月1日)
職員一人当たりの月平均超過勤務時間数	月20時間 (令和12年度までに)	月24.3時間 (令和7年度)	月26時間 (令和6年度)
男性職員(父親)の特別休暇(出産補助休暇)の取得率	90%以上 (令和12年度までに)	50.0% (令和7年度)	100.0% (令和6年度)
男性職員の育児休暇取得率(全体)	70%以上 (令和12年度までに)	90.0% (令和7年度)	75.0% (令和6年度)
男性職員の育児休暇取得率(長期:1月以上)	60%以上 (令和12年度までに)	80.0% (令和7年度)	50.0% (令和6年度)
年次有給休暇の一人当たり年間平均取得日数	12.0日 (令和12年度までに)	11.1日 (令和7年度)	11.3日 (令和6年度)